

国家知識産権局等 17 部門による知的財産権サービス業の 質の高い発展を加速させるための意見

公布日：2023-01-11
国知発運字〔2022〕47号

各省、自治区、直轄市と新疆生産建設兵団知識産権局、発展改革委員会、教育庁（委員会、局）、科学技術庁（委員会、局）、工業情報化庁（経済情報化委員会）、司法庁（局）、財政庁（局）、人的資源社会保障庁（局）、農業農村（農牧）庁（局、委員会）、商務庁（局、委員会）、市場監督管理局（庁、委員会）、統計局、著作権局、林業草原主管部門、農村振興局、各銀保監局、各関係機関：

知的財産権サービス業は、知的財産権制度運用の全チェーンを貫き、知的財産権の高品質な創造、高効率な運用、高水準な保護、高レベルな管理を推進する重要な支えである。『知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）』と『「第14次5カ年計画」の国家知的財産権保護と運用計画』を深く貫徹、実行し、知的財産権サービス業の質の高い発展の推進を加速するために、以下の意見を提出する。

一、全体的要求

（一）指導思想。

習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、中国共産党の二十大（中国共産党第20回党大会）の精神を全面的に貫徹し、新発展段階に立脚し、新発展理念を完全に、正確に、全面的に貫徹し、新発展構造を構築し、全国統一大市場建設の配置要求を実行に移し、知的財産権の法治保障を強化し、全面的な革新を支援し、知的財産権の「二つの転換」の実現を推進することを主軸とし、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスの全チェーンを繋げることを目標とし、革新主体と市場主体のサービス需要を満たすことを導きとし、専門化、市場化、国際化の発展方向を堅持し、発展環境を最適化し、サービス主体を育成し、サービス分野を広げ、サービス能力を高

め、知的財産権サービス業の質の高い発展の推進を加速させ、知的財産権強国建設と経済の質の高い発展の加速に効果的な支援を提供する。

(二) 基本原則。

市場主導と政府指導を堅持する。資源配分における市場の決定的な役割を十分に発揮し、要素資源の秩序ある流動と効率的な配分を促進する。政府の役割をよりよく発揮し、制度体系を整備し、業界秩序を規範化し、分類指導を強化し、データプラットフォームを構築し、業界の質の高い発展のための良好な環境をつくる。

需要による主導と需要に対する供給の結合とを堅持する。経済の質の高い発展という市場の需要を満たすことを導きとし、知的財産権サービス業の発展の原動力を引き出し、供給側の構造改革を牽引し、知的財産権サービスの供給と全面的な革新需要の正確なマッチングを実現し、需要側の潜在的な発展の活力の放出をよりよく支援する。

品質を重視し、人材を基礎とする。質の高い発展志向をしっかりと樹立し、専門、品質、基準、ブランドを核心とする知的財産権サービスの競争優位性を構築する。人材を業界発展の第一資源とし、人材の積極性と創造性を十分に引き出し、知的財産権サービス業の質の高い発展の内在的原動力を強化する。

改革の深化と、発展の革新を堅持する。改革によって革新を駆動し、革新によって発展をリードし、「放管服（訳注：行政簡素化と権限委譲、監督管理能力の強化と権限委譲の両立、行政サービスの最適化）」改革を深化させ、業界の参入管理を最適化し、業界の開放革新を支援し、知的財産権サービス業の新理念、新技術の運用を推進し、新業態、新モデルの発展を促進する。

(三) 発展目標。

2030年までに、知的財産権サービス業の専門化、市場化、国際化レベルを明らかに向上させ、基本的に業態が豊富で、配置が合理的で、行為が規範的で、サービスが良質な、全チェーンを通じた知的財産権サービス業の質の高い発展構造を形成し、知的財産権強国建設と質の高い経済発展を加速させる重要な支援となる。

——発展環境の全面的な最適化。知的財産権サービス業の法律法規体系、政策体系、監督管理体系は整備され最適化され、業界の監督管理はより強力であり、重点分野における違法・不法行為は著しく減少し、業界満足度は明らかに向上し、規範的で秩序ある業界の質の高い発展環境はさらに改善される。

——業界貢献の継続的な向上。知的財産権サービスの高品質、多元化供給は持続的に拡大し、知的財産権サービスに従事する一定規模以上の機関は 2000 社を超え、業界の営業収入は 5000 億元を突破し、知的財産権サービス業の従業員は 150 万人に達し、執業専利代理士は 5 万人を超え、訴訟型人材は 8000 人を超え、産業、サービス革新、全国に影響を及ぼす知的財産権サービス業集積発展モデル区を建設する。

——サービス体系の更なる健全化。専利、商標、著作権、営業秘密、地理的表示、植物新品種、集積回路配置設計などの異なる知的財産権タイプと、代理、法律、運営、情報、コンサルティングなどの異なる業態の知的財産権サービス機構とが、秩序正しく発展し、上下流の優位性の相互補完、多業態の協力発展、地域配置が合理的な知的財産権サービス体系を形成する。

——支援作用の顕著な強化。知的財産権サービス業のハイエンド化、国際化、ブランド化、標準化建設は加速度的に推進され、科学技術、産業、地域、貿易発展と深く融合し、全面的な革新に対する支援作用はさらに顕著になる。

二、全面的な革新ニーズに焦点を当て、質の高い発展の原動力を引き出す

(四) 知的財産権サービス業と産業の融合発展を加速させる。知的財産権サービス業が先進製造業などの重点分野に焦点を当て、産業チェーン、革新チェーンに向けて知的財産権専門サービスを展開し、知的財産権サービス資源の先進製造業への集積を奨励し、専利と基準の融合革新を促進し、良質な知的財産権サービスブランドと先進製造業ブランドの強力な連携を促進し、重要な核心技術の難関攻略と知的財産権の配置突破を後押しする。知的財産権サービス業を農業農村に向け推進し、需給結合メカニズムを確立し、農業、林草の優良品種技術の難関攻略をサービス保障し、植物新品種の農村への実益を促し、地理的表示保護プロジェクトと地理的表示農産物保護プロジェクトを支援し、

地理的表示を推進して農村の振興を支援する。知的財産権サービス業と研究開発設計、金融サービス、検査・検証などの現代サービス業の融合発展を奨励し、近代サービス業とデジタル経済発展に融合した知的財産権サービスモデルを革新する。国家級専利導航サービス基地の建設を深化させ、知的財産権サービスの産業革新発展への深い融合を促進する。

(五) 知的財産権サービス業の地域における協調的発展支援を推進する。 知的財産権サービス業の科学的配置、協調的発展を指導し、サービス地域の経済発展能力を強化し、地域の協調的発展戦略と地域の重要戦略に積極的に溶け込む。東部地区の知的財産権サービス業が率先してバリューチェーンのハイエンド部の上昇を推進し、ハブアンドスポーク能力と国際化レベルを向上させる。中部、東北地方に知的財産権サービス業の規模を拡大し、サービスレベルを向上させることを奨励する。西部地区における良質な知的財産権サービス資源の導入と育成を支援し、サービスの脆弱部分の補強を加速させる。京津冀(北京・天津・河北省)、長江デルタ、グレーターベイエリア(粵港澳大湾区)、成都・重慶経済圏などの地域を支援し、知的財産権国際的サービスの高地を構築します。地域をまたぐ知的財産権サービスの協力を奨励し、知的財産権サービス業の勾配転移と秩序ある引き受けを促進する。知的財産権サービス業集積区の最適化とアップグレードを推進し、地域産業の優位性に焦点を当て、知的財産権サービスクラスターブランドを構築する。

(六) 知的財産権サービス業が企業・事業体の革新的発展を支援するよう指導する。 知的財産権サービスの良質な資源と企業の需要の正確なマッチングを推進し、サービス理念を一新し、サービスモデルを革新し、企業の革新的発展を支援する。知的財産権サービス機構のハイレベルなサービス供給の強化を推進し、大手企業の国際化配置の加速を助け、世界の産業チェーンとサプライチェーンに深く溶け込み、企業の国際競争力を高め、世界一流企業の建設を加速させる。知的財産権サービス機構が専精特新(専門化・精細化・特色化・斬新化)中小企業の需要を深く掘り起こすことを奨励し、企業の高価値の専利ポートフォリオプランニング、商標ブランドの育成、著作権成果の転化、知的財産権リスクの防止などの実施を支援する。知的財産権サービス機構が大学や研究所の革新の全過程に深く関与することを推進し、国家戦略科学技術力に積

極的に貢献し、産学研用（企業・大学・研究機関・実用化部門）の連携革新効果を発揮し、産業発展を制約する重要なコア技術と共通技術の突破に力を入れる。

（七）知的財産権サービス業が貿易の質の高い発展を支援するよう推進する。知的財産権サービス業の国内と国際の双循環の円滑化を推進し、規模を拡大し、構造を最適化し、涉外知的財産権サービス能力を強化し、企業製品の輸出、海外投資、技術協力、ブランド輸出、基準普及などに専門化サービスを提供する。知的財産権サービス輸出基地の建設を加速させ、知的財産権サービス貿易を育成・発展させる。条件が備わった知的財産権サービス機構が国外に支店や代表処を設立することを支援し、高レベルの外国機関が中国に来て知的財産権サービスを展開することを奨励する。外国専利代理機構の中国における常駐代表機構設立などの改革のモデルケースを深化させる。国家自主革新モデル区、自由貿易試験区、国家製造業高品質発展試験区、サービス貿易革新発展試験地区、国家サービス業拡大開放総合モデル区における知的財産権サービス業改革開放モデルケースの実施を支援する。

三、サービスの新システムを構築し、質の高いサービス供給を最適化する

（八）高品質なサービスの供給能力を向上させる。知的財産権サービス主体の育成を実施する。小規模の知的財産権サービス機構が精細化、特色化の方向に発展するように育成し、革新主体に身近なカスタマイズサービスを提供する。中規模の知的財産サービス機関が専門化、ハイエンドの方向に発展するように育成し、影響力のある専門サービス機関を構築する。大規模な知的財産サービス機関が総合化、国際化の方向に発展するように育成し、国際競争力のあるサービスグループを構築し、フルチェーンの知的財産権サービスを提供する。知的財産権サービスのブランド価値向上活動を展開し、サービス機構がブランド意識を強化し、ブランドの宣伝・普及を強化し、知名度と好感度を高めるように指導する。知的財産権サービス機構が技術革新、製品革新を展開することを支援し、高品質、全過程、精細化管理を実施し、知的財産権サービス業における新技術の開発利用を強化し、知的財産権サービスの専門化、デジタル化、インテリジェント化レベルを向上させる。

(九) 知的財産権代理サービスを最適化する。知的財産権代理サービスの品質第一という競争志向の確立を推進し、非正常な専利出願や悪意のある商標出願などの違法・不法行為を断固として排斥する。高効率運用と高レベル保護に着目し、専利代理サービスの供給品質と構造を最適化し、企業の高価値専利ポートフォリオプランニング、革新成果保護、市場運用収益のために基礎を固める。商標代理サービスのレベルを向上させ、商標登録出願サービスからブランドの企画、育成、管理などの多元化サービスへの転換を加速させる。著作権、地理的表示、植物新品種、集積回路配置設計などの知的財産権代理サービスの健全な発展を促進する。

(十) 知的財産権の法律サービスを深化させる。弁護士などの法律サービスチームの機能を十分に発揮させ、市場主体の合法的権益をよりよく保護することを導きとし、知的財産権訴訟代理、権利保護支援、調停などの法律サービスの専門化への深い発展を推進する。企業の買収合併、再編、清算、投融資などの企業活動における知的財産権の法律サービスの拡大を奨励し、知的財産権のデューデリジェンスサービスを強化し、創業投資の知的財産権デューデリジェンスのガイドラインを研究、制定し、知的財産権の革新創業により良い支援を提供する。より良いサービスで高いレベルの対外開放需要を保障することを目標に、海外知的財産権保護サービスを拡大し、サービス機構が知的財産権の海外早期警戒と涉外知的財産権の保護支援活動への参加を支援し、企業が知的財産権の国際ルールにより精通し、より良い運用を促進し、企業の「海外進出」を後押しする。

(十一) 知的財産権の運営サービスを拡張する。知的財産権の市場価値実現の促進を導きとして、知的財産権運営サービスシステムを構築、整備し、知的財産権運営機構を育成し発展させる。知的財産権のライセンス、譲渡などの取引仲介サービスの発展を加速させ、知的財産権取引の流れをスムーズにする。知的財産権金融を積極的かつ着実に発展させ、知的財産権投融資、保険、証券化、信託、保証などの付加価値サービスを拡張し、技術要素と資本要素の効果的な融合を促進する。知的財産権評価サービスと情報、コンサルティングなどのサービスの融通発展を支援し、各種投融資活動と科学技術成果評価に重要な支援を提供する。サービス機関がパテントプールの構築に積極的に参加したり

主導したりすることを奨励し、革新主体がコア競争優位性を高めることを支援する。

(十二) 知的財産権情報サービスを充実する。知的財産権サービスの専門化、インテリジェン化の向上を導きとし、商業化知的財産権データベースの構築と応用製品の開発を支援し、知的財産権情報の普及利用能力を強化し、各種情報サービスプラットフォームが優位性を発揮し、力を結集し、総合サービスの効率と競争力を高めることを奨励する。市場化知的財産権サービス機構が知的財産権情報資源の深い開発を強化することを奨励し、知的財産権情報と産業、経済情報の相互接続を推進し、データ資源の集積と加工処理の分析能力を高める。法に基づいて知的財産権情報のセキュリティを保護し、知的財産権情報サービスの健全な発展を促進する。

(十三) 知的財産権コンサルティングサービスを拡張する。革新主体、市場主体の知的財産権の科学的管理レベルの向上を推進することを導きとし、知的財産権専門コンサルティング機構の育成を加速させ、知的財産権コンサルティングサービス分野を積極的に拡張し、知的財産権戦略コンサルティング、管理コンサルティング、実務コンサルティングなどの専門サービスを大いに発展させる。知的財産権コンサルティングサービス機構が産業発展の需要に焦点を当て、専利導航、標準への適合、標準必須特許ガイドラインなどの専門サービスを深く実施することを奨励する。市場化知的財産権サービス機構が公益知的財産権コンサルティングサービスを実施することを奨励し、全国民の知的財産権意識の強化を支援する。

(十四) 新業態・新モデルの発展を促進する。市場主体の個性化、多様化するサービス需要をよりよく満たすことを導きとし、知的財産権サービス機構がビッグデータ、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、人工知能などの最新情報とデジタル技術を利用し、サービス業態を育成し、サービス製品を革新し、サービスモデルを拡張し、サービス分担を細分化し、知的サービスを発展させ、知的財産権サービス業の競争優位と新たな成長分野を形成することをサポートする。戦略フロンティア分野に焦点を当て、多元化応用シーンを構築し、全チェーン知的財産権サービスを発展させ、知的財産権サービス機能を統合し、革新主体に統合された知的財産権ソリューションを提供する。

四、「放管服」改革を深化させ、質の高い発展環境を最適化する

(十五) **業界参入を最適化する。** 専利代理士の免許を持たない者が専利代理機関の株主になる条件を整備する。国防専利代理機構の最適化と調整を推進する。専利代理パートナーシップ企業の有限責任会社制企業への転換を円滑にする。専利代理士の執業届出制度を整備し、専利代理士の執業条件を最適化・整備し、企業、大学、科学研究院における知的財産権管理業務の経歴を実習経歴と見なすことを模索する。商標代理機構と従業員の執業届出条件の整備を検討する。著作権代理の秩序を規範化する。

(十六) **政府による監督管理を強化する。** 知的財産権サービス業の監督管理に関する法律法規体系の整備を推進する。社会的影響が劣悪で、業界秩序を甚だしく乱す違法・不法行為に対して、特定項目の整備行動を深く実施し、人員の監督管理を際立たせ、サービス機構の健全で規範的な発展を導く。監督管理ツールを革新し充実させて、監督管理の効率を強化し、「双随机一公開（監督・管理業務において、検査要員と検査対象を無作為抽出し、検査及び処置の結果を速やかに公開すること）」の監督管理を深化させ、経営行為を規範化し、法執行コストを下げ、監督管理の抑止力を強化する総合的な効果を形成する。信用監督管理を深化させ、知的財産権サービスの信用評価を実施し、信用協同懲戒インセンティブメカニズムを完備させる。ビッグデータの監督管理を推進し、審査、法執行、司法などの関連データのモニタリングを強化し、サービス品質のモニタリングメカニズムを健全化し、監督管理の正確性と有効性を高める。

(十七) **業界の自律を改善する。** 地方知的財産権サービス業界組織を健全化し、全国的な知的財産権サービスの総合的な業界組織の構築を推進・整備する。業界の自律制度を健全化し、業界の自律管理を強化し、政府部門の不規範行為に対する連動監督管理の実施に積極的に協力し、従業員の能力評価の実施を模索する。政策制定の周知、業界の請求反映などの面での業界組織の役割を強化し、政府部門とサービス機構の良好な相互作用を促進する。知的財産権サービス業に関する業務ガイドラインを制定し、知的財産権サービス契約のモデル契約書を作成・普及する。知的財産権ボランティアサービス拠点を設立し、公益代理と保護支援をサポートする。

(十八) **社会的監督を強化する。**業界の通報や苦情規則を整備し、社会公衆の通報苦情ルートを円滑にする。知的財産権サービス機構と従業員の経営、品質、信用などの関連情報の公開を強化し、市場主体、革新主体の検索識別、リスク評価、正しい選択を容易にする。報道機関と社会公衆が共同で業界監督評議と第三者サービス品質調査を実施することを奨励し、社会監督の役割を十分に発揮し、サービス機構の社会的責任の全面的履行を推進する。

(十九) **機構の自治を推進する。**知的財産権サービス機構と従業員が主体的責任を確実に履行することを推進し、法に基づいて業務を処理し、品質第一の責任意識を高める。年次報告制度を整備し、知的財産権サービス機構の経営行為における全面的な自己調査、自主的な是正を指導し、合法的で規範的な経営を促進する。標準管理手段の指導効果を発揮し、サービス品質保証の実施を推進し、知的財産権サービス機構の自治レベルの向上を指導する。知的財産権サービス機構と従業員が各種イベントの規範的な開催と参加を導き、サービス全体の状況の自覚を強める。

五、発展要素の支援を強化し、質の高い発展の基礎を打ち固める。

(二十) **業界の質の高い発展のためのデータ基盤を築く。**「統一計画、分類推進、モデルケース先行」の原則に基づき、知的財産権サービス業の高品質発展データ基盤プラットフォームの構築を指導し、品質、業務、信用などの面のデータを集約・統合し、政府の指導と政策の連動を強化し、データの監督管理と信用評価を強化し、サービス需給のマッチングを指導・最適化し、知的財産権サービス業のデジタル化への転換と高品質発展を支援する。専利導航、標準への適合などの分野での先行探索を支援し、国家専利導航総合サービスプラットフォームと全国知識管理標準化技術委員会の標準普及応用総合サービスプラットフォームの役割を發揮し、専利導航や標準への適合に関するデジタル化サービスレベルとサービスの有効性を向上させる。

(二十一) **知的財産権サービス業の人材チームの育成を強化する。**多層的で、分類別の知的財産権サービス業人材の階層的育成システムの構築を推進し、知的財産権学科の専門教育と職業発展の連結を推進し、知的財産権関連学科の専門課程の設立を最適化し、理工学、法学、経済、管理などの学科専門背景を持つ複合型の優秀な知的財産権サービス業人材チームを育成する。一定の

理工学科課程の単位を取得した知的財産権など専門課程の卒業生による専利代理士資格試験の受験許可を検討する。雇用先が知的財産権サービス業人材の給与待遇を合理的に確定するよう指導し、知的財産権サービス業人材のポイント制戸籍取得、人材導入などの面での優遇政策の実施を推進する。

(二十二) 業界標準と等級別分類評価システムを整備する。政府部門、業界協会、社会団体、サービス機構が基礎基準、支持基準、製品基準、品質基準をカバーする知的財産権サービス業標準システムの構築に積極的に参加することを奨励する。知的財産権サービス業の標準化モデルケース基地を設立し、知的財産権サービス機構について標準への適合行動を展開し、知的財産権サービスの質の向上を指導する。知的財産権サービス業の等級別分類評価基準を確立し、業界協会などの部門と組織がサービス機構と従業員に対して等級別分類評価活動を実施するよう指導し、評価活動の品質志向を強化し、信用連動と評価結果の応用を強化し、等級別分類管理の実施を推進する。

(二十三) 基礎研究と統計調査を強化する。業界協会などの部門に知的財産権サービス業の研究基地を設立することを推進し、知的財産権サービス業のマクロ政策、重大問題及び新業態の発展などの研究を強化する。知的財産権サービス業の統計調査方法と指標体系を整備し、分野別に統計調査を実施し、知的財産権サービス業の発展報告を適時に発表する。知的財産権サービス業の国民経済、科学技術革新、産業発展、国際貿易貢献度に対する研究を強化する。

(二十四) 業界文化の建設を強化する。行風建設活動を深く展開し、誠実を基本として、品質至上の執業理念の確立を指導し、クラフトマンシップを積極的に発揚し、業界就職の荣誉感と社会的信頼性を高め、サービス機構が違法・不法、悪意のある低価格競争、不正競争などの行為を積極的に排斥するよう推進する。フォーラムでの討論、典型的な事例、メディア宣伝などの方式を通じて業界交流を深め、社会的影響力を拡大し、業界が秩序正しく発展する良好な文化的雰囲気を作り出す。知的財産権サービス職業共同体の構築を模索し、職業コミュニケーション交流メカニズムを整備し、職業荣誉感を高める。

六、組織保障

(二十五) **組織の指導を強化する。**知的財産権サービス業の発展に対する党の全面的な指導を堅持・強化し、業界党組織の設立を検討・推進し、業界発展の政治的指導の役割を発揮し、業界の党の建設レベルを高める。知的財産権サービス機構の党の建設の強化を推進し、末端の党組織の戦闘堡壘の役割と党員の先鋒模範の役割を十分に発揮する。国務院知的財産権戦略実施業務における部局間の合同会議と地方知的財産権戦略に基づいて統一的な調整メカニズムを実施し、知的財産権サービス業の発展と監督管理の重要な問題に関する協調指導を強化し、関連する任務措置を統一的に計画・配置し、一つ一つ着実に実行する。

(二十六) **政策支援を強化する。**条件に合致する知的財産権サービス機構がハイテク企業、技術先進型サービス企業、「專精特新（専門化・精細化・特色化・斬新化）中小企業などを申告することを支援し、中小企業に関する財税支援政策を実施する。地方が知的財産権サービス業の集積発展支援に力を入れることを奨励し、知的財産権サービス機構の土地、住宅、賃貸料などの面での優遇政策の策定を検討する。金融機関の知的財産権サービス業の特徴に適応した融資と保険製品開発を奨励する。政府資金による社会資本の知的財産権運営への投資などのサービス業態の牽引と指導を秩序立てて推進し、各種知的財産権運営基金が知的財産権運営サービス業態の発展を重点的に支援することを奨励する。知的財産権サービス機構が各級の各種科学技術計画プロジェクトに参加するための業務メカニズムを確立・健全化する。

(二十七) **監督評価を強化する。**国家知識産権局は関連部門と共同で部門協力、中央地協力、地域協力の監督メカニズムを確立し、知的財産権サービス業の高品質発展評価指標を細分化し、監督評価業務に力を入れ、各業務の細分化・実行を推進する。

国家知識産権局 国家發展改革委員会 教育部
科学技術部 工業情報化部 司法部
財政部 人力資源社会保障部 農業農村部
商務部 国家市場監督管理総局 国家統計局
国家著作権局 中国銀行保險監督管理委員会 国家林業草原局

2022年12月27日

出所：国家知識産権局公式サイト 2023年1月11日付

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/11/art_75_181375.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。